

光電話サービス約款（タイプN）

第1条（約款の適用）

近鉄ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社の定める光電話サービス約款（タイプN）（以下「本約款」といいます。）に基づき、光電話サービス（タイプN）（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2. 本サービスは、NTT西日本株式会社（以下「NTT」といいます。）が提供する「ひかり電話」の卸提供を受け、当社が提供するサービスであり、実質的にNTTが提供する「ひかり電話」と同様の機能を有するサービスになります。
3. 本約款に定めのない事項については、当社が別に定めるインターネット約款およびインターネット約款（タイプN）（以下これらを「基本約款等」といいます。）の規定を準用するものとします。
4. 本約款の規定が基本約款等の規定と矛盾または抵触する場合は、本約款の規定が基本約款等の規定に優先して適用されるものとします。

第2条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
光電話利用回線	本サービスを利用するためのアクセス回線
特定F T T H事業者	NTTをいう
特定F T T H事業者施設	特定F T T H事業者が設置する、第1種インターネット接続サービスおよびこれに付随するサービスを提供する目的のための電気通信設備
0 A B～J 番号	日本国内における固定電話等に割り当てられる、市外局番から始まる10桁の電話番号
当社グループ	株式会社K C N京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田、株式会社K C Nなんたん

第3条（申込みの条件）

本サービスの申込みを行うことができる者は、インターネット約款（タイプN）第3条（サービスの種類とプランの種別）に定める光電話利用回線の提供を利用できる者に限ります。

第4条（申込みの承諾）

当社は、本サービスの利用申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 本サービスの提供が当社の業務遂行上または技術上著しく困難である場合
 - (2) 本申込者が当社所定の本サービスの料金または工事に関する費用等（以下「料金等」といいます。）

の支払いを滞納中、滞納のおそれがあるまたは過去に滞納したことがある場合

- (3) 申込者が、過去に当社（および当社グループ企業を含みます。以下本項において同じ。）の提供するサービスにおいて利用停止もしくは解約または光電話利用回線の利用停止もしくは解約をされたことがある場合
- (4) 申込者が、虚偽の届出をした場合
- (5) 申込者が、制限能力者であって、申込みにあたりその法定代理人等の同意を得ていない場合
- (6) その他、当社が申込みを承諾することが不適当と判断した場合

3. 当社は、申込者が、第6条（発信電話番号通知および緊急通報）第3項に定める特定F T T H事業者との契約を締結しないときまたは特定F T T H事業者の承諾が得られないときには、その申込みを承諾しません。

第5条（電話番号の指定および変更）

当社は、加入契約ごとに本サービスで利用するO A B～J番号を指定または付与します。

2. 加入者は、特定F T T H事業者の一般加入電話等で利用中の電話番号を、番号ポータビリティにより継続して利用することができます。ただし、特定F T T H事業者設備の状況等により、これを適用できない場合があります。
3. 当社は、業務遂行上または技術上やむを得ない理由があるときは、割り当てたO A B～J番号を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめ加入者に通知します。
4. 加入者が本契約を解約した場合、加入者の当該電話番号に対する利用権は消滅し、継続して利用することはできません。ただし、加入者が事前に当社の定める手続きにより、番号ポータビリティを利用して他の電気通信事業者のサービスへ移行する場合は、この限りではありません。

第6条（発信電話番号通知および緊急通報）

本サービスを利用した音声通信については、発信元の電話番号を着信先へ通知します。ただし、音声通信の発信に先立ち「1 8 4」をダイヤルして行う音声通信等については、この限りではありません。

2. 前項の規定にかかわらず、緊急通報（1 1 0 / 1 1 8 / 1 1 9）に対して行う音声通信については、加入者の氏名、住所および電話番号等の情報を着信先の警察機関、海上保安本部または消防機関へ強制的に通知するものとします。
3. 申込者は、特定F T T H事業者に対し、緊急通報利用契約に係る申込みをしたものとみなします。この場合、当社は特定F T T H事業者に対し、加入者の氏名、住所、および電話番号等の情報を通知します。

第7条（提供の制限または中止）

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、緊急やむをえない場合を除き、あらかじめ加入者に対し通知のうえ、本サービスの提供を制限または中止することがあります。

- (1) 特定F T T H事業者守または工事等やむをえない場合

- (2) 音声通信が著しく輻輳し、または輻輳するおそれがあると当社が認めた場合
- (3) 光電話利用回線の提供が中止になった場合
- (4) 天災、事変その他非常事態が発生し、電気通信事業法等に基づき重要通信を確保する必要がある場合

第8条（遅延損害金）

加入者が料金等を支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払った日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第9条（責任の制限および免責）

当社は、当社の責めに帰すべき理由により本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、加入者に生じた損害を賠償します。

- 2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する月額基本料金等の定額料金（利用の都度発生する通話料等については、過去6料金月の1日当たりの平均利用料により算出します。）を発生した損害とみなし、その額を限度として賠償します。
- 3. 当社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益については、一切責任を負いません。
- 4. 天災、事変、その他不可抗力、または第三者（他事業者等を含みます。）の設備もしくは回線の障害等、当社の責めに帰し得ない事由により加入者が被った損害については、当社は一切責任を負いません。

第10条（禁止事項）

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号のいずれの行為（そのおそれのある行為を含みます。）も行わないものとします。

- (1) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用い、商業的宣伝もしくは勧誘の音声通信をしままたは商業的宣伝もしくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為
- (2) 自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用い、第三者が嫌悪感を抱く音声通信をする行為
- (3) 光電話利用回線を保留したまま放置し、またはその他の行為により音声通信の伝送交換に妨害を与える行為
- (4) 多数の不完了呼を発生させる等、音声通信の輻輳を生じさせる行為
- (5) 本サービスの品質を低下させるまたは低下させるおそれのある行為
- (6) 光電話利用回線の設置先として届け出ている場所と異なる場所で光電話利用回線に係るアカウント

情報およびパスワードまたは光電話アダプタを利用する行為

(7) 法令に違反する行為または公序良俗に反する行為

(8) その他当社が不適当と判断した行為

2. 加入者は、前項の規定に違反して当社の業務に支障を与えたまたは与えるおそれがあるとき（当社または特定F T T H事業者の電気通信設備を亡失または毀損したときを含みます。）は、当社が指定する期日までにその対応に要した費用を支払うものとします。

第11条（準拠法・合意管轄）

本約款は日本国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

本約款は、2026年6月1日より施行します。

【光電話サービス料金表】

※表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。

(表1) 種別

種別	月額利用料	備考
ひかり電話	2,970円	インターネット接続サービスを加入している場合、2,420円割引※

※加入できるインターネット接続サービスは、「KCNマンション光10GタイプN」「KCNマンション光1GタイプN」です。

※別途、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料が必要となります。

(表2) オプションサービス

種別	月額利用料	備考
ナンバー・ディスプレイ	440円	1契約ごと
ナンバー・リクエスト	220円	1契約ごと
キャッチホン	330円	1契約ごと
ボイスワープ	550円	1電話番号ごと
迷惑電話おことわりサービス	220円	1契約ごと
複数チャンネル	440円	1契約ごと
追加番号	110円	1電話番号ごと

(表3) 工事費用

項目	金額	備考
宅内標準工事費	13,200円	
その他の工事費	実費	
点検補修費	実費	
撤去工事費	実費	
機器の交換費用	6,600円	機器1台につき

※工事は特定F T T H事業者が指定する工事会社が実施します。

(表4) 各種手数料

項目	金額	備考
請求書等発行手数料	440円	1通につき
お知らせハガキ発行手数料	88円	1通につき
各種書面発行手数料	220円	1通につき
適格請求書送付料	110円	1通につき